

北本市第五期障害福祉計画及び北本市第一期障害児福祉計画（案）に対する意見一覧 パブリックコメント結果の公表（案）

番号	意見の内容	市の考え方
1	<p>計画（案）16頁記載の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところについて</p> <p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を「精神障がい（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明記してください。</p>	<p>ご意見の記載につきましては、精神障がいのある人全体を対象としているため、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、高次脳機能障害につきましては、本計画（案）の1頁及び3頁において、「障がいのある人」「障がい者」「精神障害者」に含めると記載しております。</p>
2	<p>計画（案）17頁記載の「地域生活支援拠点等の整備」のところについて</p> <p>高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。</p>	1と同様の回答。
3	<p>計画（案）27頁記載の「②自立訓練」のところについて</p> <p>障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いですので、対象障害を限定しない形で字句を変更してください。なお、その折に、可能でしたら高次脳機能障害の方への支援についても記していただけると嬉しく存じます。</p>	関係法令等の改正の動向を注視してまいります。
4	<p>計画（案）46頁記載の「(5) 意思疎通支援事業」のところについて</p> <p>入院中も、高次脳機能障害の方も含め、意思疎通支援事</p>	本計画（案）は障害福祉サービス等の提供体制確保に係る目標や見込量を設定する計画であるため、個別の事業の詳細な内容までは記載せず、制度の概要説明を主としてい

	業が利用できることを記してください。	ます。ご意見につきましては、原案のとおりといたします。 なお、意思疎通支援事業の対象者に高次脳機能障害を含めると明記しております。
5	計画（案）51頁記載の「(10) その他の事業」のところについて 高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。	本計画案の「(10) その他の事業」は、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業実施要綱」に規定されている市町村「任意事業」について記載しているため、ご意見につきましては、原案のとおりといたします。
6	計画（案）20頁記載の「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」、計画（案）39頁記載の「(5) 障がい児支援」、計画（案）56頁記載の「(4) 障害児通所支援」のところについて 小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。	本計画（案）20頁については、国の指針に対する目標の設定であるため個別の具体的な支援策については記載しておりません。 本計画（案）39頁についても、上記回答と同様。 本計画（案）56頁については、障害児通所支援の各サービスの見込量を確保するための方策であるため、個別の具体的な支援策については記載しておりません。 上記のことから、原案のとおりといたします。